

令和6年第4回山北町議会定例会の経過（12月6日）

議長 皆様、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

なお、本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第73号 山北町電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第73号 山北町電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例の制定について。

山北町電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、役場駐車場内に設置した電気自動車用急速充電器の適切な管理運営を図るため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 環境課長。

環境課長 それでは、議案第73号 山北町電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

初めに、本条例を新規制定する趣旨でございますが、我が国では、パリ協定の実現に向けて、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルが宣言され、さらに2030年において、温室効果ガスを2013年度と比べて46%削減を目指し、50%削減の高みに向けて挑戦を続けることが表明されております。

当町においても温室効果ガスの排出削減の取組として、令和5年度から電気自動車を公用車として導入するとともに、電気自動車の利用促進を図るため、役場正面駐車場に電気自動車用急速充電器を設置し、一般開放することで、さらなる普及啓発を図っていきたいと考えております。

本条例については、電気自動車用急速充電器の適切な管理運営ができるよう、使用時間の制限や課金システムの活用などのルールを規定するため、新規に定めるものでございます。

それでは、条例の概要を御説明させていただきます。

1枚お開きください。

本則でございますが、第1条から第3条につきましては、電気自動車用急速充電器の設置や定義名称及び位置について定めたものです。

第4条につきましては、使用時間を規定するものです。12月29日から翌年の1月3日までの年末年始を除いた日程は使用できるものとしております。なお、使用時間としては、午前8時30分から午後5時15分としており、それ以外の時間帯については、緊急的な対応ができないことや駐車場を閉鎖する時間帯があることなどから開庁時間を使用時間として規定しております。

1枚おめくりください。

第5条につきましては、使用料を規定するものです。使用者は課金システムによって使用料を納付することとしております。なお、具体的な料金は別表に示しております。

第6条につきましては、使用料の免除を規定するものです。町の公用車の急速充電については、使用料を免除することとしております。

第7条につきましては、収納業務の委託について規定するものです。課金システムの運用会社が提携する課金代行者に収納業務を委託することを規定しております。

第8条につきましては、使用料の還付について規定するものです。原則として納付された使用料は還付しないこととしております。

第9条につきましては、使用者の遵守事項について規定するものです。充電が完了した後も、駐車スペースに駐車し続けられないことなどを規定しております。

次のページを御覧ください。

第10条につきましては、使用制限について規定するものです。急速充電器の1回当たりの使用時間の上限を30分として規定しております。

第11条につきましては、使用の拒否について規定するものです。前のペー

ジの第9号で規定する行為をした場合に使用が拒否できるよう規定しております。

第12条につきましては、車両の移動指示について規定するものです。充電以外の目的で駐車スペースを使用している者に対して、車両の移動が指示できるよう規定しております。

第13条につきましては、免責等について規定するものです。使用者が急速充電器の使用に際して、盗難、損傷等による損害や地震、火災などの不可抗力によって生じた損害については、町が責任を負わないことを規定しております。

第14条につきましては、条例の施行に必要な事項がある場合には、町長が別に定めることを規定しております。

附則。

この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第73号について質疑に入りますが、本件は質疑終了後、総務環境常任委員会に付託しますので、本会議での質疑は、総合的な質疑とさせていただきます。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、議案第73号は総務環境常任委員会に付託いたします。

日程第2、議案第74号 山北町立生涯スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第74号 山北町立生涯スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の制定について。

山北町立生涯スポーツセンターの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、生涯スポーツセンターの供用を開始するに当たり、地方自治法第244条の2第1項の規定により設置及び管理に関する事項を

定めるため、提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、議案第74号 山北町立生涯スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

2枚目をお開きください。

初めに、今回の条例制定の主な概要でございますが、現在、建築工事を進めております山北町立生涯スポーツセンターの供用を開始するに当たり、地方自治法第244条の2第1項の規定による設置目的や、使用許可及び使用料など施設管理に関する事項、また指定管理者の管理について定めるものであり、第1条の趣旨から第16条の委任まで16条で構成されている条例でございます。

それでは、第1条から条文を御覧ください。

第1条は、山北町立生涯スポーツセンター条例の趣旨を表したものです。生涯スポーツセンターは、公の施設として、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき設置管理運営に必要な事項を定めることを規定します。

第2条は、施設を設置する目的について定めております。生涯スポーツセンターは、武道や軽スポーツなどを楽しむ社会体育施設として生涯スポーツの推進を図るとともに、地域の方々が集い憩いやすい場所として、町民に愛され、長期にわたり地域コミュニティの中心的な拠点とするため、設置します。

第3条は、施設の位置を規定しております。

第4条は、施設の管理運営は、山北町教育委員会が行うと規定しております。

第5条は、施設の使用時間及び休館日は、教育委員会が別に定めると規定しております。

第6条、第7条及び第8条は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない施設の使用の許可、使用を許可しない場合の規定、使用許可の承認取消し等について規定しております。

第9条は、武道場、ダンス体操室等の使用料を前納しなければならないことを規定したもので、使用料は別表で定めております。また、使用料につい

ては、減免できる旨、規定されております。

4枚目の別表を御覧ください。

使用料は施設を専用して利用する専用使用料等専用以外で個人が使用する区分により使用する個人の使用料、個人使用料の二つの区分に分け、施設区分単位、町内町外の小人、大人の使用区分によりゼロ円から600円の使用料を定めております。

第10条は、納入済みの使用料は、原則として還付しないことを規定しております。ただし、教育委員会が認めた場合に限りて還付をすることが可能であることも規定しております。

第11条及び第12条は、使用者が施設の使用を終えたときに原状回復、破損や滅失をしたときは原状回復、または損害賠償をしなければならないことを規定しております。

第13条、第14条及び第15条は、指定管理者による施設管理を行うことができる規定、指定管理者が行う業務、指定管理者による施設管理を行うこととなった場合の利用料金等について規定しております。

第16条は、本条例で規定している事項のほか、生涯スポーツセンターを運営していく上で、さらに必要な事項については、規則で定めることとしています。

それでは、附則を御覧ください。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は令和7年4月1日から施行する。

準備行為。

第2項、第13条の規定による指定管理者の指定に関して必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

説明は以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、議案第74号について質疑に入りますが、本件は質疑終了後、福祉教育常任委員会に付託しますので、本会議での質疑は、総括的な質疑とさせていただきます。それでは、質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、議案第74号は福祉教育常任委員会に付託いたします。

日程第3、議案第75号 山北町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第75号 山北町税条例の一部を改正する条例の制定について。
山北町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
令和6年12月5日提出。山北町長、湯川裕司。
提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 町民税務課長。

町民税務課長 それでは、議案第75号について御説明申し上げます。

2枚目をお開きください。

山北町税条例の一部を改正する条例。

山北町税条例の一部を次のように改正する。

初めに、今回の条例改正の概要でございますが、令和6年度の税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴うもので、主に固定資産税の課税標準の特例、いわゆるわがまち特例に関する適用条文の削除及び項ずれ等による整備と引用条項の整理について改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表について御説明させていただきます。

新旧対照表の1ページ目を御覧ください。

第14条の2は、町民税の寄附金税額控除に関する規定でございます。公益信託の法改正に伴いまして、「みなし寄附金」から「寄附金」に用語名が変更されたことにより、引用する条文の改正等を行うものでございます。

附則第13項は、上位法の改正に伴う適用条文の項ずれで、「第7条第17項」を「第7条第18項」に改正するものでございます。

附則第14項は、固定資産税の課税標準の特例、いわゆるわがまち特例に関する規定でございます。

3ページ目を御覧ください。

第13号は、特例措置が廃止されたことに伴いまして削除するものでございます。

2ページ目を御覧ください。

第7号から第12号まで、法附則第15条第25項の項ずれ、号ずれを改正するもので、「第2号」を「第3号」に、「第3号」を「第4号」に改めまして、それぞれ1号ずつ繰り下げるものでございます。

また、第6号の次に新たに第7号として、バイオマス発電設備のうち、新たに木質バイオマス、または農産物の収穫に伴って生じるバイオマスを電気に変換する設備に対して特例割合を追加するものでございます。

それでは議案の2枚目、附則からを御覧ください。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第14条の2の改正規定は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

議案3枚目を御覧ください。

町民税に関する経過措置。

第2項、所得税法等の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前項ただし書に掲げる規定による改正後の山北町税条例第14の2（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中、「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

固定資産税に関する経過措置。

第3項、この条例による改正後の山北町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第4項、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法

(以下「旧法」という。) 附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第5項、平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第75号について質疑に入ります。それでは、質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第75号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願いたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第75号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第76号 山北町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第76号 山北町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町健康福祉センター内「さくらの湯」の利用料の改定に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

それでは、議案第76号について御説明申し上げます。

2枚目をお開きください。

山北町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

山北町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

初めに概要でございますが、健康福祉センター内に設置されている「さくらの湯」の利用料について改定を行うものです。内容につきましては新旧対照表にて御説明させていただきます。

3枚目をお開きください。

別表第2を全て改めるものでございますが、改める部分は一般1人2時間まで「500円」を「600円」に。回数券一般「5,000円」を「6,000円」にそれぞれ改めるものでございます。

なお、中学生以下の子どもと障害者の利用につきましては、2時間200円及び回数券2,000円に変更はございません。

裏面を御覧ください。

同様に2時間を超えた場合の追加利用料につきましても、1時間につき一般100円、中学生以下の子どもと障害者は50円に変更はございません。

それでは1枚お戻りください。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、議案第76号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬

戸

瀬戸でございます。

まず、なぜこのタイミングなのかなということを一つ伺います。

議

長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

すみません。よく聞き取れなかったんですが、なぜこの内容なのか。

議

長

タイミング。

保 険 健 康 課 長

すみません。失礼しました。

さくらの湯の利用料の改定は、令和5年4月1日に当時「400円」から「500円」に上げさせていただきました。期間からすると2年しかたっていないので、もう少し空けたほうがいいんじゃないかということも考えていたんですが、令和5年4月に改定したときに、通常であれば値上げをすると、いわゆる客離れが発生するというふうに考えておりましたが、令和5年度、6年度の利用者数の推移を見てみますと、むしろ増えているという状況で、客離れについては起こしていないと判断しました。このため、であるならば、一刻も早く赤字解消を図るためにここで値上げ改定をしたほうがいいだろうというふうに判断させていただき、上程させていただいたものでございます。

議 長

瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸

すごい柔軟な対応で、様子を見てぱっと値上げするということでよいと思います。それで、なかなか運営も大変なので、それが必要なことだと思いますが、一つちょっとした疑問があるんです。伺います。

例えば専用料、この体育館のようにですね、専用料というのはあまり必要ない項目なんでしょうか。

議 長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

もし専用料という考え方でいきますと運動浴場のほうになるかと思います。入浴施設は個人で入りますので、団体が運動浴槽を使っていますので、それは考えられるかと思いますが、今のところは団体の方が使用することであっても、その個人個人から利用料を払ってもらっているというような考え方でございます。

議 長

瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸

その専用のことなんですが、レーン一つだけは必ず開けてあるみたいな運用の仕方だと思いますので、そのほうが多く使えるということはあると思うんですが、なおかつこのこっち三つぐらい専用するならば専用レーンのところも専用料と頂いたほうがやっぱり運営上好ましいんじゃないかなと考えますがそういうことは検討されなかったんでしょうか。

議 長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

検討してございません。

議 長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 今の御答弁ちょっとなんなんですが、ちょっと一方的というか、今後検討する予定はございませんか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 さくらの湯の収入のことを考えますと、団体で幾らというふうにするよりも個人で幾らというふうに取っていった方が収入的にはよいかと思いますので、検討はしないかと思います。

議 長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 なぜ、このことを聞くかという、言いにくいんですが、教室とかやっぱりやってらっしゃる方もいらっしゃると思うので、そういう方は一般の利用者とはちょっと違っていいんじゃないかと思うんですが、何か私たちの見えないところで契約とかあるんでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 特にそのような契約というのはなく、単純にこの条例に従って、1人当たり幾らお支払くださいというふうに定められているだけでございます。

議 長 ほかに質疑のある方。

瀬戸伸二議員。

3 番 瀬 戸 3番、瀬戸です。

令和5年の改正のときに回数券の買占めがあったということなんですけど、その対応については、今回どのようにお考えでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 すみません。回数券の。

3 番 瀬 戸 はい。

保 険 健 康 課 長 ごめんなさい。令和5年の改正のときには、当時発売していた回数券にその使用期限が印字されていなかった関係で、改定が令和5年4月でした。その前に1か月、3月ですね、その前の3月に買占めといいますか、すごく大量購入があったという現実がありました。今回の改正においても3月にある程度の買占めといいますか、あると思うんですけども、今は、使用期限1年の使用期限を令和5年4月以降は販売している回数券にはつけていますので、ある程度の買占めもあるかもしれませんが、以前のような大量に

というのはないんじゃないかと思っています。

議 長 ほかに質疑のある方。

児玉洋一議員。

11 番 児 玉 11番、児玉でございます。

令和5年度の決算のときにも説明があったので、大体は把握はしているところではございますが、今回赤字の解消というお話もありましたので、金額的なところですね、どれぐらいの赤字がこの値上げによってどの程度解消、完全解消まではいかないでしょうけれども、どの程度見込まれているのかといったところ、金額的な部分でお答えいただきたいと思います。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 今回の改定により約700万円の増収を見込んでございます。令和5年度のベースの話となりますが、令和5年度の赤字額が約1,650万円でしたので、単純に利用者数が変わらないとすれば、これが950万円程度には圧縮されると考えてございます。

ただ、施設の老築化に伴い、例えばボイラーですとか交換すると1,000万円単位でかかるといったものも、今後、絶対に発生しないということはありませんので、もしこういったその改修、大きな改修工事が発生した場合には、赤字の圧縮ではなく、さらに増えてしまうといったことは考えられないわけではないということでございます。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 そのような状況に陥ったときに、例えばまだ今後、値上げをするような余地という形になってくるのか、また別の当然方法という形になるんでしょうけれども、そういった考え、例えばどこまで値上げを考えているのかというのは、その辺りは今お考えあるでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 次回の改定の時期ですけども、さくらの湯の料金改定をする目的は、客単価を上げるのではなく、総収入を増やすということが目的となります。総収入を増やすためには利用者数を多くしていかなきゃないというのもあります。ですので、通常値上げをすると、いわゆる客離れを起こしてしまうところから、近隣の同じような入浴施設の料金設定にもアンテナを張り

ながら、そこが値上げをしていくようであれば、基本的にはそれに追随していくべきなのかなと思っています。

ですので、改定の時期が次はいつなのかなんていうことは今申し上げられることはないんですが、周りの近隣の状況にアンテナを張りながら、情報収集をしながら適切なタイミングで改定をさせていただきたいと思っています。

議 長 ほかに質疑のある方。

府川輝夫議員。

8 番 府 川 町外の利用者の方からプールも使えて、何でこんな安いんだと。逆に御心配の声を度々いただくことがあるんですよ。それでついこの間も町外の方と話していて、利用する人、町内で利用する人というのは、町内に住んでいるからある程度固定がされるのかな。町外の方は、例えば山歩きをされたり、あるいは温泉を目的に来られたり、さきの体育施設の話じゃないんですけども、町外の大人の区分というような分け方は検討されたのか、あるいは、一緒にしている理由というのをお聞かせ願いたいと思います。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 令和5年4月の料金改定のときにも町内と町外で利用料を差をつけたほうがいいんじゃないかということは検討しましたが、そのときに、仮に差をつけたときに発生するであろう課題が、今回の改定についてもクリアできる見込みがないと判断したため、同じ利用料の設定とさせていただきました。

そのクリアできないだろう課題というのが、要は差をつけた場合に町外の人を高い料金で入る方を確認する必要はなく、町内の方が町民であるかどうかを確認する必要があり、マイナンバーカードですとか運転免許証で確認します。受付スタッフが確認をする手間自体は見せてもらって山北町って書いてあるかどうかを確認するだけですのでそんなに手間ではないかと思うんですが、利用される町民からすると、入浴施設に来るのに、運転免許証やマイナンバーカードを持ってこなくちゃいけないとは通常は思わないはずですので、持ってこない方が多発するだろうと。そうなると、必然的に高いほうの料金で御利用くださいというふうになってしまいます。町民側からすると、自分が住んでいる町の施設を利用するのに何でということになってしまいま

すし、受付スタッフとのトラブルが頻発するだろうと思っています。そうなりますと、さくらの湯の受付スタッフが1人ないし2人の受付スタッフとなっておりますので、そこでトラブルが生じて、それに対応するために時間を取られてしまうとスムーズな受付ができなくなるということから、利用料については差をつけずに同じ料金ということにさせていただきました。

こうなりますと次の改定のときにもその辺の課題というのはクリアするのはちょっと難しいのかなと思ってまして、引き続き検討はしますが、基本的には同じ料金、町内町外で分けないということになるのではないかなと思っています。

なお、町民のための施設でございますから、町民にたくさん使ってもらいたいということはもちろん考えておりまして、町民に対する還元という部分で、広報の下に無料券を印刷して、何回出せるかどうか分かりませんが、その利用券で無料で町民は入ってくださいと。その無料券に運転免許を持ってきたくださいってことを書いておけば、窓口でトラブルになるってことはおそくないと思っておりますので、そういった対応で行っていきたいと思っています。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 丁寧な回答で、おっしゃることはよく分かるんですけども、例えば先日も、私平塚の、県の運営している、花菜農園だったか、蘭さんの展示物があるということでちょっと出かけました。入り口で、私こう見えてもシルバーなんですね。あ、そう見えますね。シルバーの方は安くなっていて、一般の方よりも。シルバーの証明するんですかと言ったら、いや要らないですよ。また近隣のプール、最近はちょっと行ってないんですけども、近隣のプールで自動販売機で、町外、町内と書いてあるんですね。自動販売機だから誰も見ないから、町内、市内を押しちゃいたいんですけども、生真面目なせいか、行くたびに市外というので押させてもらっているんですよ。

ですから、そういうきちようめんなやり方じゃなくて、もう自己申告でいいのかなと。特に、日本の方は意外とそういうことを規律を守られるのかなと。特にその証明書を見せてくれよとか、そんな決めをしなくて、本当に自己申告でやっていけばいいのかなというのをよその施設を利用して、そうい

うふうに思ってるんですね。それであえて今回質問させていただいたんですけれども、言われることはもっともだと思うんですけども、そういう解釈も一つあるのかなということで、今回は今回で、次回から、もしできましたら、そういうことも含めて、きちょうめんな事務の仕方も必要かもしれませんけども、そういう利用者の意思に、誠意に任せるということも必要かなと思ひまして、改めて、ここで質問をさせていただきました。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 ありがとうございます。次回の改定までに、やり方の部分でそこまで厳しくやらなくてもいいんじゃないかということは検討できるかと思うので、検討させていただきたいと思います。

確かに、日本人は真面目といいますか、性善説といいますか、それで成り立ってる部分もあると思います。ただ一方では、真面目に、私は町外だからといって町外の料金で購入している方、でも中には、うそついて町内で使っちゃう方もいられるわけです。お客様同士がそれ見てるわけですよね。あの人は違うんじゃないかといったことも実際には発生するんじゃないかと思っていますので、ちょっと次の改定までにはある程度期間入りますんで、ちょっとその中で検討させていただきたいと思います。

議 長 ほかに質疑のある方。

町長。

町 長 今の町内と町外の件に関しては、当然座談会とかでも話が出ましたし、検討はしました。一つは、本人確認がどうかというようなことが一つ。そして現在、町内で利用している方は、おそらく3割ぐらい。町外が7割以上というようなことがあります。私としては、町内の人にもっと使っていただきたいという考えがありますんで、無料券か何かを町内の人に配って、そして、もっともっと利用していただくような方向のほうがよろしいんじゃないかと。あくまで利用する人の料金を若干下げるといようなことは、果たして、今の状態で、7割以上が町外といようなことを考えると、私はむしろ町内の人をもっと増やすほうの方向に持っていったほうがよろしいんじゃないかということで、今回このようにさせていただきました。

議 長 ほかに質疑のある方。

それでは、質疑が終わりましたので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第76号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第76号は原案どおり可決されました。
日程第5、議案第77号 令和6年度山北町一般会計補正予算(第7号)を
議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第77号 令和6年度山北町一般会計補正予算(第7号)。
令和6年度山北町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによ
る。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,130万6,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ62億1,738万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補
正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表、地方債補正」による。

繰越明許費。

第3条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用す
ることができる経費は、「第3表、繰越明許費」による。

令和6年12月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、新東名対策事業
に関わる歳入歳出の増で、歳入歳出総額をそれぞれ7,130万6,000円増額補正
するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長

それでは、議案第77号 令和6年度山北町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、16款国庫支出金から23款町債まで、補正額7,130万6,000円を増額し、補正後の額を62億1,738万7,000円とするものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費まで、歳入と同額を増額補正するものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

土木債につきましては、新東名対策事業の増額に対応するため、借入限度額を3,100万円から5,670万円とするものでございます。

次に、第3表、繰越明許費でございます。

7款土木費、1項土木管理費、新東名対策事業6,370万円は、令和7年度に予定しておりましたスマートインターチェンジに係る経費の一部を前倒しして、令和6年度の国庫補助対象とするよう県から指導があったため、町の予算も令和6年度予算としつつ、その全額を繰り越すものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、126万5,000円の増額です。

1節障害者福祉費負担金は、障害者自立支援医療費負担金で、サービスの利用者の増により、126万5,000円を増額するものでございます。国の負担は2分の1となっております。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は、773万円の増額です。

13節老人福祉費補助金は、地域介護・福祉空間整備推進事業交付金で民間施設の設備費を町経由で国が補助するものでございます。

補助率は10分の10でございます。

3目土木費国庫補助金は、3,503万5,000円の増額です。

3節土木管理費補助金は、インターチェンジアクセス道路補助金で、繰越明許費で御説明した前倒し分について国庫補助も増額されるものです。補助率は55%でございます。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、63万2,000円の増額です。

3節障害者福祉費負担金は、障害福祉サービス費等負担金で、サービス利用者の増によるものでございます。

県の負担は4分の1でございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金は、89万9,000円の増額です。

4節児童福祉費補助金は、小児医療費助成事業で医療費の増によるものでございます。補助率は2分の1でございます。

3項委託金、6目教育費委託金は、2万4,000円の増額です。

1節教育費委託金は、教育推進研究事業委託金で追加の割当てがあったものでございます。

補助率は10分の10です。

22款諸収入、4項雑入、1目雑入は、2万1,000円の増額です。

2節給食費収入は、保育園・こども園の土曜日給食の実施により、保育士、保育教諭等から頂く給食費収入が追加となるものでございます。

23款町債、1項町債、3目土木債は2,570万円の増額でございます。

1節道路橋梁債はインターチェンジアクセス道路に係る国庫補助の残額に充当するものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、7目企画費は、25万3,000円の増額で、駅舎のエアコンの故障に伴う工事費を計上するものでございます。

12目電算管理費は、551万1,000円の増額で、町村情報システム共同運営事業の神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金は、第3四半期分について不足額を補正するものでございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、4 目老人福祉費は、889万8,000円の増額で、後期高齢者医療特別会計への繰出金は、健診の増によるものでございます。地域介護・福祉空間整備推進事業は、町内のグループホームにおける非常用発電設備の設置費に対する補助でございます。

5 目障害者福祉費は、253万5,000円の増額で、障害者自立支援給付事業については手数料及び給付費の対象者の増によるものでございます。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費は、247万9,000円の増額です。小児医療費助成事業は受診者の増による増で、次の子育て支援事業につきましては過年度分の国庫支出金の精算に伴う返還金でございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

2 目児童措置費は1 万4,000円の増額で、過年度分の国庫支出金の精算に伴うものでございます。

3 目保育園費は、36万2,000円の増額です。保育園運営事業は、土曜日の給食実施による給食材料費の増、保育園維持管理事業の光熱水費につきましても土曜日の給食に係る増、修繕費につきましては、玄関扉の鍵の不具合を修理するものでございます。下水道使用料につきましても土曜日の給食に係る増でございます。保育所児童入所事業につきましては過年度精算に伴う返還金でございます。

5 目認定こども園費は、63万4,000円の増額です。認定こども園運営事業、次の認定こども園維持管理事業ともに土曜日の給食に係る増でございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費は、555万6,000円の増額で、健康福祉センター管理事業は燃料費の高騰により増額するものでございます。会計年度任用職員経費は保健師の不足を補うものでございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費は6,370万円の増です。繰越明許費で御説明をさせていただきましたとおり、令和7年度事業の前倒しに伴う増でございます。

2 項道路橋梁費、1 目道路維持費は100万円の増で今後の修繕に備えるものでございます。

2 目道路新設改良費は215万円の減額で執行残でございます。

6 項住宅費、1 目住宅管理費は45万1,000円の増額で、水上住宅用地の返還に伴い測量業務を委託するものでございます。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費は2万4,000円の増額で、豊かな学びの支援推進事業につきましては、18ページ、19ページをお願いいたします。県補助の追加割当てに伴い歳出予算の組替え等を行うものでございます。

2 項川村小学校費、1 目学校管理費は67万9,000円の増です。修繕費は屋外用スピーカーの修繕、電話料は学級閉鎖で家庭連絡等が増えたことによる増、校庭等整備委託料は、枯れ桜の伐採を追加で実施するものでございます。

2 目教育振興費は、3万9,000円の増です。教育振興事業の手数料は、教育用パソコンに係るルーターの設定費用でございます。

3 目給食費は、11万4,000円の増です。修繕費は、配膳台のキャスターを交換するもの。備品購入費は、洗濯機の故障に伴う買替えでございます。

3 項山北中学校費、1 目学校管理費は38万円の増額で、学校施設維持管理運営事業の修繕費はバスケットゴールを稼働させるためのワイヤーの交換でございます。

2 目教育振興費は3万9,000円の増です。教育振興事業の手数料は、教育用パソコンに係るルーターの設定費用でございます。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園費は3万9,000円の増額で、20ページ、21ページをお願いいたします。

幼稚園運営事業の手数料につきましても教育用パソコンに係るルーターの設定費用でございます。

10 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、1 目農林水産施設災害復旧費は500万円の増で、こちらは11月2日の大雨で被災した烏山農道等の復旧経費でございます。

13 款予備費は、2,425万1,000円を減額するものでございます。

22 ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。衛生費の中で計上させていただきました会計年度任用職員の増となります。

詳細については、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長 長 説明が終わりましたので、議案第77号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

児玉洋一議員。

11 番 児 玉 11番、児玉でございます。

改めて、この令和7年度事業が17ページになりますかね、新東名のスマートインターチェンジのアクセス道路ということなんですけど、令和7年度事業が令和6年度にやりなさいという県からの指導があったという御説明いただきました。その辺りの経緯と、どんな工事の内容を予定しているのか、それがいつから始まるのかをお願いします。

議長 長 新東名対策室長。

新東名対策室長 お答えいたします。

令和7年度事業といたしましては、当初河村新城の切土工事、それと、町道10号スマートインター線の入り口にあります橋の架け替え工事がございます。もともと旧山北資源が利用していた橋梁なんですけども、その橋梁を架け替えしなければいけないということで、令和7年度は切土工事と橋梁工事を予定しておりました。ですが、県のほうから補助金のほうが突然来年少がってしまうということで、令和6年中に契約のほうしてくださいということで、橋梁工事の下部工部分につきまして、当初、令和7年度で予算計上する予定だったんですけども、そちらのほうをここで補正で上げさせていただくということになります。

工事着手のほうは、年度内に着手できるかは未定なんですけれども、下部工部全体が終わるのが令和7年度ということで繰越明許させていただきます。令和7年度の工事となります。

議長 長 ほかに質疑のある方。いらっしゃいませんか。

大野徹也議員。

6 番 大 野 15ページ、保健衛生総務費の中の、先ほどちょっと話題になっておりました健康福祉センター管理業務のほうで、先ほどの御説明の中で、令和5年が1,600万、それに対して利用者の増加で、令和6年が950万ほどの赤字というふうなところまで減額させることができるという御説明だったんですが、今

あります高騰した燃料費、こちらの部分についてはその見込みの中に含まれているのでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 先ほど申し上げた赤字の幅が圧縮されるというのは、令和5年度の決算額を基にして、利用者数が変わらなくて600円に改定すると、令和5年度の場合はこのぐらいの赤字に圧縮されますという御説明でした。今回の補正、令和6年度に関わるものですので、令和6年度の3月以降、また決算が出ますので、そのときに改めてシミュレーションをして、どのぐらいの赤字だったのかということが分かるものかと思っております。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 そうしますと、先ほど利用者、町内の方々の利用を、ちょっと無料というのは、最初に、そういうような形で増加させるという形でよろしいかと思えますけど、やっぱり町内の方、利用者が増やすことによって、その使用料がプラスになっていくという部分の、改めてこの燃料費の高騰というのは、この先もあるかもしれないというふうな部分につながるかと思うんですね。ですから、その辺の部分も含めて利用者の増加策、これ第一ということでお考えですから、そこを徹底的に増加させるという形を取られたらいかがかなというふうに考えておりますがいかがでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 ありがとうございます。最初、私の無料券を配るということには、あまり乗り気ではなかったんです。利用料を払っていただいて、受益者負担として払っていただいて収入にしたいという考えがありましたが、ただ、町内の利用者がかなり少ないといった状況がありますので、さくらの湯のよさというか、町内にこんな入浴施設があるんだということを知らない町民も結構いるんじゃないかなと、秦野のスーパー銭湯に行ってしまったりとか、そういう人も結構いるんじゃないかなと思ってまして。であるならば、無料券を発行したときには収入にはなりませんけども、その方が無料券を使っていただいて、何回かこの後、年に3回でも4回でも来てもらえれば、それは収入になりますんで、そういった点もあるんじゃないかなと思ってますので、来年度以降のお話となりますが、先ほども申し上げましたけど、広報の後ろ

に切り取り線入れて、何回発行できるか分かりませんが、町民にたくさん利用していただけるように無料券を発行していきたいというふうに思っています。

議長 長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

和田成功議員。

1 番 和 田 すみません。15 ページ、保育園費、認定こども園費のところの説明で土曜給食というのがあったと思うんですけど、これはいつから、もう始まっているんですかね、これからなんですか。

議長 長 こども教育課長。

こども教育課長 向原保育園の給食の開始と、向原保育園と山北幼稚園の土曜日の給食の開始につきましては、一日でも早く開始できるよう、事業者とも、受託事業者と調整のほうを図ってまいりました。

ここで、調理員の確保の見通しが立ったことと、開始に当たっての受託者との調整等が整いましたので、今回補正予算のほうを上げさせていただきました。

具体的に期限は、来年の2月から実施したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

議長 長 和田成功議員。

1 番 和 田 なるべく早くやっていただいたほうがいいかと思うんですけど、それに伴って光熱水費、これ増額されていると思うんですけど、向原保育園ですかね。保育園のほうだけ下水道使用料増額になっていますけれども、こども園のほうはなっていない。その差は何か分かりますでしょうか。

議長 長 こども教育課長。

こども教育課長 まず、向原保育園につきましては、土曜日の給食に加えて、平日の給食も加えるということで、大幅な増額が見込まれるところから補正のほうをさせていただきました。

一方で、こども園につきましては、平日はこれまでも給食の提供させていただいておりまして、追加としましては土曜日の給食になります。そこにつきましては今後の見込みを立てたところ、現在の予算の範囲内で収まる見込みですので補正のほうを上げさせていただいておりません。

議 長 ほかに質疑のある方。

富田陽子議員。

7 番 富 田 15 ページの保健衛生総務費のこの会計年度任用職員の説明で保健師さんのことを説明されていましたが、もう少し詳細な説明をお願いします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 11月の末から1名の保健師が産休となりました。その関係で1名専門職を予算計上させていただくというものでございます。

議 長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

大野徹也議員。

6 番 大 野 13 ページの企画費の山北駅舎活用事業という中の、駅舎設備改修工事で先ほどエアコン設備の改修工事ということだったんですが、ここは、現状でいきますと、切符販売をされているところの部分のエアコンとかというふうな、そういうふうな内容なんでしょうか、ちょっとその辺を教えていただきたいんですが。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 御質問の件は、議員御指摘のとおり、切符販売をされているスペースのエアコンが、切符販売を開始した当初つけたものがいまだに使っておりまして、ここに来て夏が暑かったこともありまして、ずっとつけっぱなしの状態、夏の冷房のときにいろいろ不具合が生じてまして、今何とかやりくりをしている状況でございます。皆さん、一生懸命やっただいてるんで、なるべくなら一刻も早く新しいものに取り付けて、少しでも快適な環境の中で業務をやっただけようここで予算計上させていただきました。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 今現在、令和9年山北駅舎建て替えというふうなことで、その事業が進んでいるかと思うんですが、その中で切符販売については、現状どおりというふうなそういう予定だということをお聞きしていますので、そのときには、これはJ R東海のほうが設置をされるというふうなことなるんでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 駅舎建て替え後の切符販売のスペースについては確保しますというお話はいただいておりますけども、その他こういう細かな備品関係についてはい

まだ協議をしてもございませんので、今後の検討内容になると思うんですけども、もしできるのであれば、このまま移設ができるのであればそのまま移設したいと考えております。

議長 長 ほかには質疑のある方。
それでは、質疑が終わりましたので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 長 御異議ないので、議案第77号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 挙手全員。よって、議案第77号は原案どおり可決されました。
日程第6、議案第78号 令和6年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第78号 令和6年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。

令和6年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正。

第1条、歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表、歳出予算補正」による。

令和6年12月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、保険税に関わる還付金の増額によるものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 長 保険健康課長。

保険健康課長 それでは、議案第78号 令和6年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳出予算補正でございます。

歳出につきまして、6款諸支出金を47万5,000円増額し、7款予備費について同額を減額するものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出でございますが、6款1項1目の一般被保険者保険税還付金につきましては、過年度分の保険税還付金の増に伴い45万5,000円の増額でございます。

3目国庫支出金返納金につきましては、過年度分の健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金の実績報告に伴う国への返納金です。

7款1項1目の予備費につきましては47万5,000円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第77号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

大野徹也議員。

6番大野 5ページの、先ほど還付金というふうな御説明がありました。一般被保険者保険税の還付金の部分の45万5,000円ですが、こちらのほう、過誤納金というふうな形になっているんですが、ここについてちょっと御説明いただきたいんですが。

議長 保険健康課長。

保険健康課長 保険税の還付が年度を超えますと歳出で還付するということになります。例えば、提出をして、その提出した後に、国保税の賦課計算を行って提出したので、国保税下がるわけですね。それを返すのに、もう4月を超えてしまっていると、それは歳出の予算で返さなきゃいけないというものでございます。同じ年度内であればこれは歳入から返せるということになります。

議長 よろしいですか。ほかに質疑のある方。いらっしゃいませんか。

それでは質疑が終わりましたので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第78号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第78号は原案どおり可決されました。
日程第7、議案第79号 令和6年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。
提案者の説明を求めます。
町長。

町 長 議案第79号 令和6年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。
令和6年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億4,486万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、健康診査に関わる歳入歳出の増で、歳入歳出総額をそれぞれ177万円増額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第79号 令和6年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

7ページ、8ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、3款繰入金と5款諸収入につきまして、歳入合計177万円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、1款総務費、3款諸支出金及び4款予備費につきまして、歳入と同額の177万円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

9ページ、10ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目の事務費繰入金につきましては、後期高齢者の健康診査委託料の増に伴う町からの繰入金で、116万8,000円の増額でございます。

5款2項1目の雑入につきましては、後期高齢者の健康診査委託料の増に伴う神奈川県後期高齢者広域連合からの補助金で、10万2,000円の増額でございます。

3項1目の保険料還付金につきましては、過年度分保険料還付に伴う神奈川県後期高齢者広域連合からの収入で、50万円の増額でございます。

11ページ、12ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、後期高齢者の健康診査の件数の増加に伴う委託料143万7,000円の増額でございます。

3款1項1目の保険料還付金につきましては、過年度分の保険料還付金の増に伴い、50万円の増額でございます。

4款1項1目の予備費については、歳入との調整につき16万7,000円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第79号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

それでは質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第79号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第79号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第80号 令和6年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長

議案第80号 令和6年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)。

令和6年度山北町の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ520万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億8,700万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月5日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、介護予防サービス費に関わる歳入歳出の増で、歳入歳出それぞれ520万円増額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

それでは、議案第80号 令和6年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

14ページ、15ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、各款繰入金につきまして、520万円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、2款保険給付費につきまして、歳入と同額の520万円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

16ページ、17ページをお開きください。

歳入でございますが、8款2項1目の介護給付費繰入金は、歳出の増額補正に充当するため520万円の繰入を行うものでございます。

続いて、歳出でございますが、2款2項1目の介護予防サービス等給付費につきましては、介護予防サービス及び介護予防サービス計画の支出見込みの増により合わせて520万円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第80号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 17ページなんですけれども、この基金が始まったばかりだと思うんですけれども、基金はたくさんあると思うんですが、基金から繰入という、また状況が、これは特別、普通の状況なのでしょうか。例えば介護予防という所要支援1、2に関わる方のことだと思うんですが、やっぱり通常ベースで、また、増えてるというか、大分いろんな効果が上がって減っているとか、あるいは要支援2から1に上がってよくなっているとか、例えばその逆で、健常だった方がまた要支援になってしまっていていっていると。ベースの状況ですね。それを伺いたいと思います。

議長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 介護認定者数自体は要支援の部分と要介護の部分合わせて年々年々増え続けているという状況でございます。

そして要支援1、2の方に限って言いましても、令和元年度は、要支援1の方が49だったのが、令和6年現在は79と増えてございます。それから、令和元年度に要支援2の方が105人だったのが129人ということで、75歳以上のいわゆる後期高齢者の方が、高齢者全体の数は横ばいなんですけれども、後期高齢者の数は増えておりますのでそれに伴って介護認定者、要支援認定者も増えているというような状況でございます。それから基金を充当するという事なんですけれども、3月補正で、保険給付費のほかのところも補正の必要があるかと考えてございますので、そこで合わせて町の負担分ですとか、国の負担分というのを改めて計上させていただきたいというふうに考えてございます。

議長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 段階が後期、だんだん高齢になっていくのでその分、人数が増えているからだよというような感じの受け止め、お答えでよろしいですね。確認ですけれども。

じゃあ、相変わらずの介護予防のいろんな対策を取って、できるだけ今後

も増やさないような、増やさないというのは変ですけども、増えたくて増えるんじゃないんですが、対策を取って一緒にやっていただきたいと思っています。

議 長 ほかに質疑のある方。いらっしゃいませんか。

それでは、質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第80号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第80号は原案どおり可決されました。

以上をもって、本日の議事日程を終了いたしましたので、散会といたします。

なお、10時40分より総務環境常任委員会を開催いたしますので、401会議室にお集まりください。また、総務環境常任委員会終了後に福祉教育常任委員会を開催することになりますので、御承知おきください。

(午前10時23分)